

成田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 2 4 年政令第 2 8 6 号。以下「政令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請書に添付する図書)

第 2 条 省令第 4 1 条第 1 項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に法第 5 4 条第 1 項に規定する基準に適合するかどうかの審査（以下この条において「技術的審査」という。）を受けた場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）に技術的審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関に品確法第 2 条第 3 項に規定する日本住宅性能表示基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の設計住宅性能評価書（品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合している場合に限る。）の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書

(確認の申請)

第 3 条 法第 5 4 条第 2 項（法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をする場合において、法第 5 4 条第 1 項の認定に係る建築物が建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条の 3 第 1 項又は第 1 8 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定を必要とするものであ

るときは、省令第41条第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添付しなければならない。

（認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了した旨の報告等）

第4条 認定建築主は、法第56条の規定により低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の工事が完了した旨の報告を求められたときは、工事完了報告書（別記第1号様式）に、工事の施工状況を確認することができる写真及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、認定建築主は、法第56条の規定により低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況の報告を求められたときは、認定低炭素建築物の新築等の報告書（別記第2号様式）に市長が必要と認める図書を添えて、市長に報告するものとする。

（名義等の変更）

第5条 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の工事が完了する前に認定建築主の名義の変更をしようとするときは、変更前の認定建築主及び変更後の認定建築主が連署して、名義等変更届（別記第3号様式）に法第53条第2項第3号に規定する資金計画及び法第53条第1項又は第55条第1項の認定（以下「認定等」という。）を受けたことを証する書類（以下「認定通知書」という。）を添えて、市長に届け出なければならない。認定建築主の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義等変更受理通知書（別記第4号様式）により前項の変更後の認定建築主に通知するものとする。（取下げ）

第6条 認定等の申請をした者は、市長が認定等をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（取りやめ）

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届（別記第6号様式）に認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（軽微な変更該当していることの証明）

第8条 省令第46条の2の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（別記第7号様式）に低炭素建築物新築等計画の変更（以下「計画の変更」という。）に係る図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを確認したときは、軽微変更該当証明書（別記第8号様式）により証明するものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る計画の変更が軽微な変更該当していることを確認できないときは、その旨及びその理由を記載し、軽微な変更該当することの証明ができない旨の通知書（別記第9号様式）を交付するものとする。

（改善命令）

第9条 法第57条の規定による命令は、改善命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第10条 法第58条の規定による認定の取消しは、計画認定取消通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[別記様式 略]